



飛騨地域の管設備3組合が相互応援協定を締結し防災対策協議会を設立

高山管設備工業協同組合（倉林雅人理事長）とひだ管設備協同組合（藤田昭弘理事長）、下呂管設備工業協同組合（田口悦郎理事長）飛騨地域の3組合は5月17日、岐阜県高山市のひだホテルプラザで「飛騨地域の災害時等における水道の応急活動の相互応援に関する協定」を締結し、この協定にもとづき「飛騨地域管組合防災対策協議会」を設立した。

以前は飛騨広域水道組合として地域の連携を図っていたが、それぞれの組合が法人化になったことで意義が薄れたため4年以上前に解散していた。東日本大震災で広域的なライフラインの確保が必要になったことなどを契機に、飛騨地域での内陸型地震の発生なども想定し、3組合が連携し連絡調整を密に行い、水道事業者に対しての支援体制の強化を図るべきとの機運が高まり、3組合で協議を重ねた結果、協定締結

と協議会の設置が決まった。

協定調印式には3組合のほか、高山市、飛騨市、下呂市の水道関係部局の幹部職員らが出席した。

3組合を代表して倉林理事長は「岐阜県においても、南海トラフ巨大地震が予測され、この地域に断層が存在し、これを起因とした内陸型地震が発生した場合の被害想定調査結果が公表されたところであり、災害時において、広域的な連携によるライフライン確保の必要性が注目されている。現在、それぞれの組合が、それぞれの行政と災害に関する協定を締結しているが、それをより強固にするため、飛騨地域の組合間で協議を行い本日の調印が実現した。いろいろと課題はあるが、今後それぞれの組合と連携を取り合って進んでまいりたい。」と挨拶し、協定の意義を強調した。



（左から）調印式での田口理事長、倉林理事長、藤田理事長

飛騨地域の災害時等における水道の応急活動の相互応援に関する協定書

高山市管設備工業協同組合（以下「甲」という。）、ひだ管設備協同組合（白川地区を含み以下「乙」という。）及び下呂管設備工業協同組合（以下「丙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）における水道の応急給水、応急復旧（以下「応急活動」という。）に関し、水道事業者からの要請があった場合に速やかに対応できるよう、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時における水道の断減水等の被害を早期に回復することをめざし、水道事業者からの要請があった場合、甲、乙及び丙は連絡調整を密に行い、水道事業者に協力して実施する応急活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 目的達成のため、甲、乙及び丙は、飛騨地域管組合防災対策協議会（以下「飛騨水道防対協」という。）を設置する。

2 甲に事務局を設置し、乙、丙との連絡調整を行うものとする。

（体制の確立）

第3条 水道事業者からの要請を受けたときに速やかに対処するため、事前に応急活動時の、組織、動員体制を確立するものとする。

（指揮）

第4条 応急活動に係る現場指揮及び連絡調整に関しては、水道事業者の指示のもと飛騨水道防対協として対応する。

（費用負担）

第5条 水道事業者の要請に基づき、飛騨水道防対協が応急活動を実施した場合に要する費用は、甲、乙及び丙が関係行政機関との間で締結した協定書に準拠するものとする。

（労災補償）

第6条 応急活動において、飛騨水道防対協の構成員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、甲、乙及び丙が関係行政機関との間で締結した協定書に準拠するものとする。

(協 議)

第7条 この協定に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙及び丙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期間埠、締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1か月以前に甲、乙、又は丙から変更の申し入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

上記協定の締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年5月17日

甲 高山管設備工業協同組合
理事長 倉林雅人

乙 ひだ管設備協同組合（白川地区を含む）
理事長 藤田昭弘

丙 下呂管設備工業協同組合
理事長 田口悦郎

(参考) これまでの経過

年月日	内 容
平成25年1月18日	飛騨地域3組合での災害時等の連絡体制整備を図ることを協議
平成25年4月18日	組織の名称を「飛騨地域管組合防災対策協議会」とすることを決定 協定書素案について協議
随 時	関係行政機関との協議書内容等についての協議
平成25年5月17日	調印式